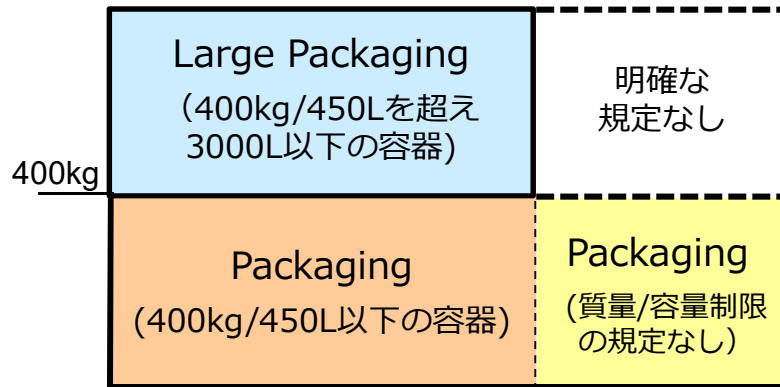


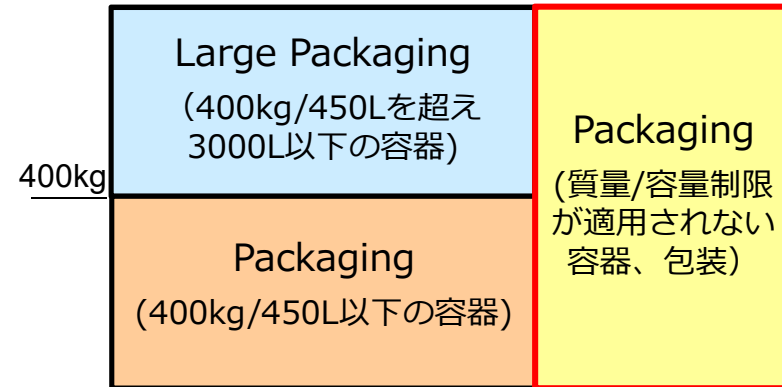
国際基準 (IMDGコード)

改正前



- ・ 収納する危険物の質量/容量制限について明確な規定がなく取扱が不明瞭

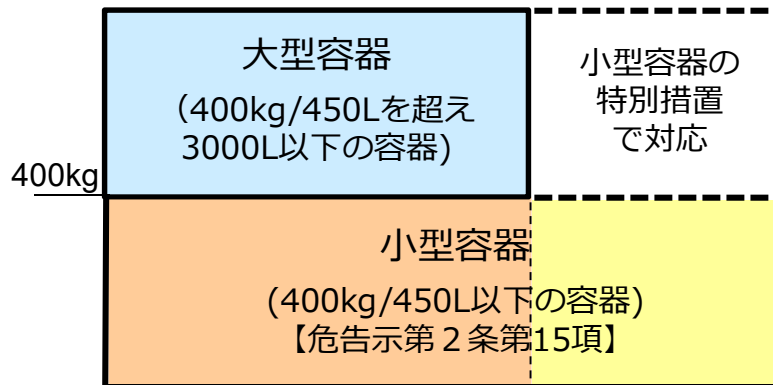
改正後



- ・ 収納する危険物の質量/容量制限質量が適用されないものについて、**質量/容量制限が適用されないことが明記**

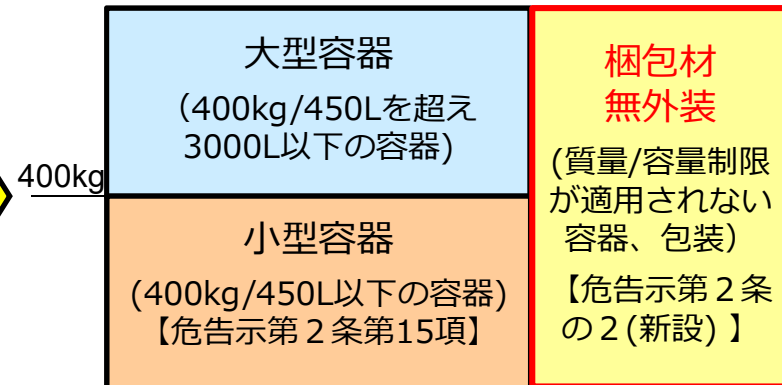
国内法 (危告示)

現行



- ・ 400kgを超える荷物で大型容器では運送できないものについては、小型容器の特別措置で対応

改正案



- ・ 収納する危険物の質量/容量制限質量が適用されないものについて、**梱包材、無外装として新設**

大型容器

(400kg/450Lを超え3000L以下の容器)



金属製大型容器



プラスチック製大型容器



木枠



パレット

梱包材

(容器記号が付されたもの等以外のもの)
【危告示第2条の2第1項(新設)】

小型容器

(400kg/450L以下の容器)
【危告示第2条第15項】



ドラム缶



ジェリカン



箱

無外装



(危険物が容器に収納されない状態であって当該状態で運送できるもの)
【危告示第2条の2第2項(新設)】

400kg

○国土交通省告示第千三十二号
 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第二号の二及び第二条第二号の六の規定に基づき、及び同令を実施するため、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和五年十月十三日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | 改正後 | 改正前 |
|-----------|---|---|
| 20 (略) | <p>(危険物等) 第二条 (略) 2～14 (略) 15 規則第二条第二号の二の告示で定めるものは、次の各号に掲げるいずれかの容器とする。 一 別表第一の小型容器、高圧容器又は梱包材の欄に掲げるものであって別表第一備考6(1)(ii)に掲げる容器記号が付されている容器 二 別表第一の小型容器、高圧容器又は梱包材の欄に掲げるP099、P101、P620、P621、P622及びP650の容器 三 別表第一備考5の2(1)注3に規定する容器 16～18 (略) 19 規則第二条第二号の六の告示で定めるものは、次の各号に掲げるいずれかの容器とする。 一 別表第一の小型容器、高圧容器又は梱包材の欄に掲げるP200、P203、P205、P206及びP208の容器 二 規則第8条第3項第3号に規定する容器 三 国際海上危険物規程（以下「IMDGコード」という。）4.1.4.1の「P200」に規定されている容器</p> | <p>(危険物等) 第二条 (略) 2～14 (略) 15 規則第二条第二号の二の告示で定めるものは、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に掲げる容器（P200、P203、P205、P206及びP208を除く。）及び同表備考5の2(1)注3に規定する容器とする。 16～18 (略) 19 規則第二条第二号の六の告示で定めるものは、別表第一の小型容器又は高圧容器の欄に掲げるP200、P203、P205、P206及びP208の容器とする。</p> |

(梱包材及び無外装)

第二条の二 この告示において「梱包材」とは、別表第一の小型容器、高压容器又は梱包材の欄に掲げる容器であつて次のいずれにも該当しないものとする。

一 前条第十五項第一号及び第二号に掲げる容器

二 前条第十九項各号に掲げる容器
2 この告示において「無外装」とは、危険物が容器に収納されていない状態であつて当該状態で運送できるものとする。

(標札等)

第七条の二 危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器、高压容器及び梱包材並びに無外装で運送される危険物には、運送する危険物の等級を示す標札（以下「正標札」という。）及び副次危険性等級を示す標札（以下「副標札」という。）を外部から見やすい場所に付さなければならぬ。ただし、別表第一において標札等を付すことを要しないことが規定されている場合にあつては、この限りでない。

255 (略)

(品名等の表示)

第七条の三 危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器、高压容器及び梱包材並びに無外装で運送される危険物には、運送する危険物の品名及び国連番号を外部から見やすい位置に表示しなければならぬ。この場合において、国連番号は「CZ」の文字に続けて表示しなければならぬ。

2 前項の場合において、国連番号及び「CZ」の文字は次に定める大きさ以上としなければならぬ。

一 小型容器若しくは梱包材であつて許容質量が三〇キログラムを超えるもの、無外装で運送される危険物であつて質量が三〇キログラムを超えるもの、小型容器若しくは梱包材であつて許容質量が三〇リットルを超えるもの又は高压容器であつて容積が六〇リットルを超えるものの場合にあつては、十二ミリメートル

二 小型容器若しくは梱包材であつて許容質量が五キログラムを超え三〇キログラム以下のもの、無外装で運送される危険物であつて質量が五キログラムを超え三〇キログラム以下のもの、小型容器若しくは梱包材であつて許容質量が五リットルを超え三〇リットル以下のもの又は高压容器であつて容積が六〇リットル以下のものの場合にあつては、六ミリメートル

三 小型容器若しくは梱包材であつて許容質量が五キログラム以下のもの、無外装で運送される危険物であつて質量が五キログラム以下のもの又は小型容器若しくは梱包材であつて許容質量が五リットル以下のものの場合にあつては、適切な大きさ

358 (略)

第七条の四 第七条の二及び前条（第五項及び第六項を除く。）の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容質量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「少量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号様式の少量危険物用表示を表示することとする。

一 別表第一の国連番号の欄に1044、1950、2037、2315（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、2794、2795、2800、3028、3151（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、3164、3

(新設)

(標札等)

第七条の二 危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器及び高压容器には、収納する危険物の等級を示す標札（以下「正標札」という。）及び副次危険性等級を示す標札（以下「副標札」という。）を外部から見やすい場所に付さなければならぬ。ただし、別表第一において標札等を付すことを要しないことが規定されている場合にあつては、この限りでない。

255 (略)

(品名等の表示)

第七条の三 危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器及び高压容器には、収納する危険物の品名及び国連番号を外部から見やすい位置に表示しなければならぬ。この場合において、国連番号は「CZ」の文字に続けて表示しなければならぬ。

2 前項の場合において、国連番号及び「CZ」の文字の高さは十二ミリメートル以上の大きさとしなければならぬ。ただし、許容質量が三〇キログラム以下であつて五キログラムを超える小型容器、許容質量が三〇リットル以下であつて五リットルを超える小型容器又は内容積が六〇リットル以下の高压容器の場合の文字の高さは六ミリメートル以上の大きさ、許容質量が五キログラム以下又は許容質量が五リットル以下の小型容器の場合は適切な大きさとすることができる。

358 (略)

第七条の四 第七条の二及び前条（第五項及び第六項を除く。）の規定にかかわらず、別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容質量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられている危険物であつて次に掲げる要件に適合するもの（以下「少量危険物」という。）を収納する容器の標札等及び品名等の表示は、第四号様式の少量危険物用表示を表示することとする。

一 別表第一の国連番号の欄に1044、1950、2037、2315（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、2794、2795、2800、3028、3151（変圧器、コンデンサその他の機器に内蔵されているものに限る。）、3164、3

269、3316、3473、3476、3477、3478又は3479と掲げられている危険物（以下「物品危険物」という。）以外の危険物にあつては、同表の小型容器、高压容器又は梱包材の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものであること。

二・三 (略)

2 (略)

(船内における危険物の充てん等の禁止)

第七条の七 船内において、小型容器、大型容器、IBC容器、ポータブルタンク（自動車等に積載する危険物の容器を含む。）及び梱包材（以下この条において「小型容器等」という。）には、危険物を充てんしてはならない。

2～4 (略)

(容器検査等が必要な危険物)

第十条 規則第八条第三項の告示で定める危険物は、次の各号のいずれにも該当しない危険物とする。

- 一 (略)
- 二 梱包材に収納される危険物
- 三 無外装で運送される危険物
- 四～七 (略)

(表示)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 規則第二十八条第二項の告示で定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの（物品危険物以外の危険物にあつては、別表第一の小型容器、高压容器又は梱包材の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものに限る。）

二 (略)

4～14 (略)

別表第一 (第2条、第2条の2、第3条、第5条、第7条、第7条の2、第7条の4、第10条、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第16条の8の2、第18条の3、第20条の3、第21条の2、第24条、第25条の5、第54条関係)

| | | | | |
|-----|--------------------|------|-----|-----|
| (略) | 容器及び包装 | | | |
| | 小型容器、高压容器 又は梱包材 | 大型容器 | (略) | (略) |
| (略) | 容器及び包装 | (略) | (略) | (略) |

269、3316、3473、3476、3477、3478又は3479と掲げられている危険物（以下「物品危険物」という。）以外の危険物にあつては、同表の小型容器又は高压容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものであること。

二・三 (略)

2 (略)

(船内における危険物の充てん等の禁止)

第七条の七 船内において、小型容器、大型容器、IBC容器及びポータブルタンク（自動車等に積載する危険物の容器を含む。）（以下この条において「小型容器等」という。）には、危険物を充てんしてはならない。

2～4 (略)

(容器検査等が必要な危険物)

第十条 規則第八条第三項の告示で定める危険物は、次の各号のいずれにも該当しない危険物とする。

- 一 (略)
- (新設)
- (新設)
- 二～五 (略)

(表示)

第十六条の二 (略)

2 (略)

3 規則第二十八条第二項の告示で定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第一の品名の欄に掲げる物質のうち、少量危険物の許容量又は許容質量の欄に容量又は質量が掲げられているもの（物品危険物以外の危険物にあつては、別表第一の小型容器又は高压容器の欄に定める組合せ容器に、物品危険物にあつては、同欄に定める小型容器に収納して運送されるものに限る。）

二 (略)

4～14 (略)

別表第一 (第2条、第3条、第5条、第7条、第7条の2、第7条の4、第10条、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の2、第16条、第16条の2、第16条の8の2、第18条の3、第20条の3、第21条の2、第24条、第25条の5、第54条関係)

| | | | | |
|-----|------------|------|-----|-----|
| (略) | 容器及び包装 | | | |
| | 小型容器又は高压容器 | 大型容器 | (略) | (略) |
| (略) | 容器 | (略) | (略) | (略) |

備考1～5の2 (略)

備考6 容器の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 小型容器、高压容器又は梱包材の欄に掲げる記号

(i)・(ii) (略)

(2)～(6) (略)

備考7～9 (略)

備考10 備考の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

| 記号 | 意義 |
|---------|--|
| (略) | |
| S P 188 | 次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)～(7) (略) (8) <u>外装容器又は無外装で運送される危険物</u> には、次の表示を見やすい箇所に付すこと（ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器（1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。）であって、電池の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のものを除く。）。オーバーバックに収納する場合は、外部から見やすい位置に次の表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーバック表示が付されていること。 図 (略) 注1～4 (略) |
| (略) | |
| S P 219 | 備考6(1)のP904に規定する <u>小型容器又は梱包材</u> に収納された場合は、危険物に該当しない。 |
| (略) | |

別表第8の3（液体化学薬品）(第2条、第3条、第35条の2、第36条、第36条の2、第36条の3、第37条、第38条、第38条の2、第38条の3、第39条、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第52条の2及び第53条関係)

表 (略)

備考1～5の2 (略)

備考6 容器の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 小型容器又は高压容器の欄に掲げる記号

(i)・(ii) (略)

(2)～(6) (略)

備考7～9 (略)

備考10 備考の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

| 記号 | 意義 |
|---------|--|
| (略) | |
| S P 188 | 次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)～(7) (略) (8) <u>外装容器</u> には、次の表示を見やすい箇所に付すこと（ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器（1の荷送人につき、容器の数が2以下の場合に限る。）であって、電池の総数が単電池にあつては4以下、組電池にあつては2以下のものを除く。）。オーバーバックに収納する場合は、外部から見やすい位置に次の表示及び第14条の2の2の規定によるオーバーバック表示が付されていること。 図 (略) 注1～4 (略) |
| (略) | |
| S P 219 | 備考6(1)のP904に規定する <u>小型容器</u> に収納された場合は、危険物に該当しない。 |
| (略) | |

別表第8の3（液体化学薬品）(第2条、第3条、第35条の2、第36条、第36条の2、第36条の3、第37条、第38条、第38条の2、第38条の3、第39条、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第52条の2及び第53条関係)

表 (略)

備 考

1～9 (略)

10 表中「材料」の欄は、次に定めるとおりとする。

(1) 次の表の記号は、使用してはならない材料を示す。

| 記 号 | 材 料 |
|-----|---|
| N 1 | アルミニウム、銅、銅合金、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及び水銀 |
| N 2 | 銅、銅合金、亜鉛及び亜鉛メッキ鋼 |
| N 3 | アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及びリチウム |
| N 4 | 銅及び不純物を含む銅 |
| N 5 | アルミニウム、銅及びこれらの合金 |
| N 6 | 銅、銀、水銀、マグネシウム及びほかの <u>アセチリド</u> 形成金属並びにこれらの合金 |
| N 7 | 銅及び不純物並びに 1 質量%以上の銅を含む合金 |
| N 8 | アルミニウム、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及び水銀 |

(2) (略)

11～13 (略)

別記第三 (防災等の措置) (第五十八条の四関係)

(1)～(4) (略)

(5) 消防設備の備付け

(イ) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合すること。

(イ) 船舶消防設備規則第五十三条から第五十六条まで並びに第六十四条第二項及び第三項(第三十八条及び第四十一条の規定に係るものに限る。以下同じ。)の規定の適用については、次に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。

a 総トン数五〇〇トン未満の船舶 国際航海に従事する総トン数五〇〇トン以上の船舶

b (略)

(ロ)～(ニ) (略)

(三) (略)

(6)～(8) (略)

第1号様式 (第7条の2、第16条の2関係)

注1 (略)

注2 標札等を危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器、高圧容器、ポータブルタンク及び梱包材並びに無外装で運送される危険物(以下「容器等」という。)に付した場合であつて、当該標札等と容器等との境界を識別することが困難な場合は、当該標札等と容器等との境界が識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すること。

附 則

この告示は、令和五年十月十一日から施行する。

備 考

1～9 (略)

10 表中「材料」の欄は、次に定めるとおりとする。

(1) 次の表の記号は、使用してはならない材料を示す。

| 記 号 | 材 料 |
|-----|---|
| N 1 | アルミニウム、銅、銅合金、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及び水銀 |
| N 2 | 銅、銅合金、亜鉛及び亜鉛メッキ鋼 |
| N 3 | アルミニウム、マグネシウム、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及びリチウム |
| N 4 | 銅及び不純物を含む銅 |
| N 5 | アルミニウム、銅及びこれらの合金 |
| N 6 | 銅、銀、水銀、マグネシウム及びほかの <u>アセチドリ</u> 形成金属並びにこれらの合金 |
| N 7 | 銅及び不純物並びに 1 質量%以上の銅を含む合金 |
| N 8 | アルミニウム、亜鉛、亜鉛メッキ鋼及び水銀 |

(2) (略)

11～13 (略)

別記第三 (防災等の措置) (第五十八条の四関係)

(1)～(4) (略)

(5) 消防設備の備付け

(イ) 甲種貨物を積載する船舶は、次に掲げる要件に適合すること。

(イ) 船舶消防設備規則第五十三条から第五十六条まで並びに第六十四条第二項及び第三項(第三十八条及び第四十一条の規定に係るものに限る。以下同じ。)の規定の適用については、次に掲げる船舶の区分ごとにそれぞれ掲げる船舶とみなすこと。

a 総トン数五〇〇トン未満の船舶 国際航海に従事する総トン数五〇〇トンの船舶

b (略)

(ロ)～(ニ) (略)

(三) (略)

(6)～(8) (略)

第1号様式 (第7条の2、第16条の2関係)

注1 (略)

注2 標札等を危険物を収納する小型容器、大型容器、IBC容器、高圧容器及びポータブルタンク(以下「容器等」という。)に付した場合であつて、当該標札等と容器等との境界を識別することが困難な場合は、当該標札等と容器等との境界が識別できるように点線又は実線により境界線を明確に表示すること。